

○新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）<u>第三条</u>第一項第三号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）<u>第一条</u>第一項第三号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>